

令和8年9月30日
周南市環境生活部環境政策課

質問回答票

周南市公共施設等LED照明設備賃貸借のプロポーザルに係る質問に対する回答（第1回質問受付）

次のとおり回答します。

番号	項目 (書類名称・ページ・ 項目など)	質問内容	回答内容
1	2 プロポーザル実施 要領 P1 2 (5)	賃貸借物品は、賃貸借期間終了後、無償譲渡とある為、償却資産税はリース料に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	2 プロポーザル実施 要領 P7 9 (1)	プレゼンテーションは既に提出された企画提案書に記載された内容を基に項目順に説明すること。とございますが提出する企画提案書の内容をまとめたパワーポイントを投影して説明することは可能との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、パワーポイントには企画提案書の該当項目を表示してください。 また、使用するパワーポイントのデータは、前日までに事務局へご提出ください。
3	2 プロポーザル実施 要領 P7 9 (1)	上記に続きパワーポイントの資料はプレゼンテーション時に配布してもよろしいでしょうか。	追加資料の配付や新たな提案は認めていません。

4	3 機器・工事仕様書 P12 11	賃貸借料支払い条件として年度毎のお支払いとございますが、支払時期等は協議とございます。毎月支払や3ヶ月毎支払等、支払回数を協議いただくことは可能でしょうか。	可能です。
5	3 機器・工事仕様書 P13 12	最優秀提案者として選定された後に世界情勢の悪化等、想定できない要因により賃貸借期間が遅れる場合は不可抗力として協議に応じていただけますでしょうか。	別途協議します。
6	—	質疑の回答内容によってあらたな疑義が生じた場合、提案書提出日までに追加の質疑を行うことを認めていただくことは可能でしょうか？	「第2回 質問受付」を設けていますので、受付期間内に質問票をご提出ください。
7	—	落札者となった後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	受託候補者となった後、本市と受託候補者の協議が合意に至らず、辞退された場合、ペナルティはございません。 なお、本市と受託候補者との協議が合意し、受託者として決定した後に、契約を締結しなかった場合には、「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、指名停止等の措置を受けることがあります。

8	2 プロポーザル実施要領 P4 3 (5) ⑤	参加者の構成員が他の参加者の構成員になることができないことについて質問します。このような条件で施工会社に参加表明時点から固定すると、特定のチームによる施工会社の囲い込みが生じ、落選したチームに参加した事業者は優先交渉権者の施工に参画できなくなるため、地域施工力を十分に活用することができず、公平な入札にならない懸念があると考えます。 特定の事業者の囲い込みを避け、より多くの市内事業者を活用できるよう、具体的な施工会社名を参加申請時点で固定せず、優先交渉権者となった場合に市内事業者を積極的に活用することを約束条件とし、優先交渉権者決定後に施工体制を確定する取扱いをすべきと考えますがいかがでしょうか。	応募に関する留意事項について、実施要領「3 参加資格 (5) 応募に関する留意事項④、⑤」のとおりです。 グループで応募される場合について、実施要領「3 参加資格 (1) 応募者の構成③」のとおりです。
9	3 機器・工事仕様書 P5 7 (1) ②	ランプ交換又は器具交換の決定については、プロポーザルの中で提案方針を評価し、優先交渉権者決定後に現地調査を行い、既設器具の破損、劣化状況、アスベストへの対応方法等を確認した上で、市及び施設管理者との協議により最適な工法を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	機器・工事仕様書「8 LED 照明器具の改修工事仕様 (2) 着工前①～③」のとおりです。

10	3 機器・工事仕様書 P5 7 (1) ③	提案機器は JIL5004 の公式型番登録対応器種を持つ国内メーカーの製品とされていますが、海外のメーカーが参入できない規定については、経済産業省通商政策局国際経済紛争対策室の見解としても、初めから海外製品を排除するような要項、仕様は政府原則に反してるので避けるべきであるとの見解が出ています。 そもそも今回、公共型番で指定されていない器具についてまで JIL5004 の公共型番を持つメーカーである必要はないと考えますがいかがでしょうか。照明器具の選定については、プロポーザル提案の中で、性能や金額、保証期間等を総合的に算定して評価すべきものであり、特定のメーカーに限定するような仕様は避けるべきと考えますがいかがでしょうか。	機器・工事仕様書「7 照明器具（物品）仕様（1）共通③」のとおりです。
11	3 機器・工事仕様書 P6 7 (1) ⑥・⑦	ISO9001 及び ISO14001 を取得している工場で製造された製品とありますが、現在、LED 関連資材については全国的に需給が逼迫しており、今後さらに入手困難となることが予測されます。そのような状況下で、器具の仕様を細かく限定することは、提案可能な製品や事業者を狭めることとなり、結果として幅広く公平な提案を受け入れるというプロポーザル本来の総合評価の趣旨が損なわれる可能性があると考えます。ISO 認証工場については、同等以上の品質基準・認証、安全性、照度、省エネルギー性、保証、維持管理性を説明できる製品であれば、国内外のメーカーを問わずプロポーザルにおける評価対象として検討すべきと考えますがいかがでしょうか。	機器・工事仕様書「7 照明器具（物品）仕様（1）共通⑥、⑦」のとおりです。

12	3-2、3-2 別紙1 対象施設一覧表	現地調査の結果、対象施設一覧と実数に差異があった場合、または使用器具提案書の内容と現地が明らかに相違する場合は、見積金額内訳書を基に契約金額の変更を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。また、現地調査の結果、「必要な機能・性能」を満たすために別の機器が適切と判断された場合、協議の上、機器や施工方法を変更することは可能でしょうか。	対象施設一覧表と現地調査の結果に差異が生じた場合等は、別途協議します。
----	------------------------	---	--